

# 「ひかり応援プレミアム付商品券」 取扱店を募集します！

ひかり応援プレミアム付商品券発行事業

## 募集要領

### 1. 目的

物価高騰の影響を受ける市民の負担を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に、市内の店舗等で使用できる1セット7,000円の商品券を発行し、抽選当選者に販売します。

### 2. 商品券の内容

- (1) 名称：「ひかり応援プレミアム付商品券」
- (2) 額面：1枚1,000円
- (3) 発行総額：2億4千5百万円（35,000セット）  
1セット7,000円分（全店共通券3枚・小規模店舗専用券4枚）を販売（1人4セットまで）
- (4) 使用期間：令和5年11月1日（水）～令和6年1月31日（水）（期間外は無効）
- (5) つり銭は出さない。また、払い戻し（返品・返金）には応じない。

### 3. 取扱店

- (1) 参加資格：光市内で営業を行う店舗・事業所（登録制・業種不問）
- (2) 登録方法：取扱店登録申込書（裏面）に必要事項を記入の上、持参、郵送またはFAXにて光商工会議所に提出する。
- (3) 登録締切：令和5年8月23日（水）<必着>まで  
（商品券販売の際に同封するチラシに店舗名や事業所名を掲載予定）
- (4) 店舗区分：小規模店舗／大型店舗（売場面積500㎡以上かつ市外に本店を有するもの）
- (5) 登録料：無料
- (6) 取扱店には「ポスター」「商品券見本」等を配付する。

### 4. 換金

- (1) 換金（申請）場所：光商工会議所
- (2) 換金期間：令和5年11月13日（月）～令和6年2月16日（金）  
9：00～14：00（平日のみ・年末年始を除く）
- (3) 換金手数料：無料

### 5. 購入方法

- (1) 専用の申込ハガキを市民に配布。
- (2) 申込ハガキに必要事項を記入し、光市へ送付。
- (3) 光市で購入者を決定し、購入引換券を送付。
- (4) 購入希望者は、購入引換券を持参し、指定の販売場所で購入。

### 6. 購入対象者

全市民（商品券購入申込み時点で光市民であること）

### 7. 商品券の利用

消費者へ直接提供できる商品・サービス等を対象とし、以下のような場合は利用できない。

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高い商品
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 商品券の現金化
- (7) 事業決済金としての流用
- (8) その他、参加各店において商品券の利用対象外としている商品

### 8. 取扱店の禁止行為

- (1) 商品券の偽造・模造・加工等
- (2) 消費者より受け取った商品券の再利用

# ひかり応援プレミアム付商品券取扱店登録申込書

光商工会議所 行

事業所所在地

事業所名

代表者名

電話番号 ( ) -

FAX番号 ( ) -

店舗区分 **(注1)** 小規模店舗 ・ 大型店舗

業 種 小売・卸売・サービス・製造・建設・その他

ひかり応援プレミアム付商品券の取扱店として登録を受けたいので、同事業の趣旨に賛同し申し込みます。

取扱店(店舗)名等	事業所(店舗)名		所在地			
	1					
	2					
	3					
振込金融機関名	金融機関コード				支店コード	
	銀行・信金・農協			本店・支店・出張所		
口座の種別	1. 普通 2. 当座					
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

**(注1)「大型店舗」とは、売場面積500㎡以上かつ市外に本社(店)を有するものをいう。**

(注2) 申込日から10日を過ぎても受付済申込書が返送されない場合はご連絡ください。

1. 換金額は、指定の口座に入金されることに同意します。
2. 商品券の使用期間は、令和5年11月1日から令和6年1月31日の間とし、令和6年2月1日以降は使用不能で無効となることに同意します。
3. 換金期間の最終日は、令和6年2月16日までとし、以降は換金不能で無効となることに同意します。

申込先 光商工会議所まで 持参・郵送・FAXのいずれかで。(締切: 8月23日(水))

〒743-0063 光市島田4-14-15

TEL (0833) 71-0650 FAX (0833) 71-1782

受付番号	受付印